

事 務 連 絡  
令和 8 年 2 月 26 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当課長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当課長 殿  
(上記、各都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

### 腐食のおそれの大きい下水道管路における 5 年に 1 回以上の点検実施の徹底について

国土交通省では、下水道管路の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度での点検を義務づけています。

今般、令和 3 年 6 月に策定した「第 2 次国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」のフォローアップ調査を行った結果、腐食するおそれの大きい下水道管路であるにもかかわらず、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間に点検を実施していなかった延長が全国で約 176km(5.5%)あり、このうち約 14km(12 団体)については令和 7 年度末時点でも点検を実施する予定がないことが判明しました。

下水道施設の老朽化対策は、人命に関わるものであり、道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然に防止し、国民の安全・安心が得られるよう優先して取り組む必要があります。各下水道管理者におかれましては、下水道法上の義務である腐食するおそれの大きい下水道管路における 5 年に 1 回以上の頻度での点検について、令和 4 年度決算検査報告や「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」（令和 5 年 9 月 20 日国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）等に留意のうえ、確実な実施を徹底されるようお願いいたします。なお、必要な点検を実施していない場合には、当該管理者について公開せざるを得ないことを申し添えます。

また、これまでの点検において異状が確認された箇所については必要な措置を講じて頂くとともに、緊急度 I となった箇所については、当初予算・補正予算を優先して充てるとともに原則 1 年以内に措置する等、先送りすることなく、確実かつ速やかに対策を実施して頂くようお願いいたします。